

重要事項説明書

(訪問介護)

作成日 令和 6年 3月 1日

1.事業主体概要

| | |
|-------------|--|
| 事業主体名 | 株式会社 エルジオ |
| 法人の種類 | 株式会社 |
| 代表者名 | 代表取締役 木村 雄介 |
| 所在地 | 岡山県玉野市日比5-9-7 |
| 法人の理念 | 1・ご利用者に明るく豊かな生活を提供できる施設運営を目指します 2・ご利用者のニーズを常に考え行動します 3・コンプライアンスに則り社会から必要とされる企業を目指します |
| 他の介護保険関連の事業 | |

2.事業所の概要

| | |
|------------------------|----------------|
| 事業所名 | 訪問介護事業所 アレーズ宇野 |
| 管理責任者 | 曾根田 麻美 |
| 所在地 | 岡山県玉野市築港1-11-3 |
| 事業所指定番号 | 3370401360 |
| サービスを提供する 通常の事業実施地域 | 玉野市 |

3.事業の目的及び運営の方針

| | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 利用者が要介護状態となった場合において、入浴、排泄、食事サービス等を提供することにより、利用者の心身機能の維持を図り、介護している家族の負担軽減をはかります。 |
| 運営の方針 | 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努め地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。 |

4.第三者評価の実施状況

| |
|--|
| 提供するサービスの評価について、第三者評価の実施はしていません。 利用者アンケートを実施しております。 |
|--|

5.職員体制

| 職 種 | 職員数 | 勤務形態 |
|-----------|----------|---------|
| 管 理 者 | 1名 | 常勤（兼務） |
| サービス提供責任者 | 1名 | 常勤（兼務） |
| 介 護 職 員 | 平均2.5名以上 | 常勤（兼務） |
| | 2名 | 非常勤（兼務） |

6.営業日及び営業時間

| | |
|----------|--|
| 営 業 日 | 月曜日から金曜日 |
| 営業時間 | 8時30分から17時30分まで |
| サービス提供時間 | 24時間対応。留守番電話等により相談を受け翌日の営業日に対応する。 緊急時については応相談とする。 |

7.提供するサービスの内容

| | |
|------|---|
| 身体介護 | 入浴・排泄・食事介助、清拭、衣類着脱、体位交換、通院介助、服薬管理（通院介助の場合、ヘルパーの交通費は利用者の負担となります） |
| 生活援助 | 調理、洗濯、掃除、買い物、衣類の入れ替え、その他 |
| 利用時間 | 身体介護は10分から、生活援助は45分から、利用可能 |

8.提供するサービスの料金

| | |
|---------|--|
| 利 用 料 等 | 介護保険を利用する場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額となります。 但し、介護保険の給付限度額を超えた部分にかかるサービスは全額自己負担額となります。詳細は別紙を添付します。 |
| 交通費等 | 利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は交通費の実費をいただく場合があります。該当される方は詳細を説明させていただき納得の上利用していただきます。 自動車の場合、実施地域を越えた地点から片道5キロメートルごとに200円。公共交通機関の場合は片道ごとの運賃。 タクシーの場合は片道ごとの運賃。 |

9.利用者の留意点

| | |
|-------------|--|
| 訪問計画の変更 | 利用者の都合で予定されたサービスを変更する場合は、できるだけ早めにご連絡下さい。但し、利用者の容態の急変などの、やむを得ない事情がある場合には、その限りではありません。 |
| 訪問時のもてなしの辞退 | 訪問時に職員に対する贈り物や飲食などのもてなしはご遠慮いたします。 |

10.緊急時の対応方法

- ①サービス提供時の事故発生やご利用者の体調悪化等の緊急時は速やかに必要な措置を講じ、ご家族や医師等へご連絡させていただきます。

11.解約

- ①利用者は事業所に対し解約の7日前までに届け出をしていただくことによって、この契約を解除することができます。但し、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- ②事業者は事業の廃止など、やむをえない事情がある場合は、ご利用者に対して契約終了1ヶ月前までに理由を示した文書でお知らせすることにより、契約を解約することがあります。

12.契約の終了

次の場合には自動的に契約は終了します。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②利用者が要介護でなくなった場合
- ③利用者が死亡した場合

13.プライバシーの保護

- ①当事業所はサービスを提供する際に知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者には漏らしません。
- ②当事業所は利用者から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③当事業所は利用者の家族から予め文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

14.虐待防止

- ①虐待防止のための指針を整備しています。
- ②苦情解決体制を整備しています。
- ③虐待防止を啓発・普及するための研修をしています。
- ④サービス提供中に当核事業所従業者又は擁護者（家族・親族・同居人等）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村へ通報します。

14. 苦情相談窓口

| | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| 事業所相談窓口 | 担当者氏名 曾根田 麻美 TEL 0863-33-6677 |
| 苦情受付日時 | 月曜日～金曜日 8:30～17:30 |
| 岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口 | TEL 086-223-8811 |
| 玉野市市役所 健康福祉部 長寿介護課 | TEL 0863-32-5534 |

令和 年 月 日

(事業者)

事業所名 訪問介護事業所 アレーズ宇野

住 所 岡山県玉野市築港1-11-3

説明者名 _____

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(契約者)

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

(利用者代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

(身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____